

証券投資信託の信託終了のお知らせ

このたび弊社では、以下の証券投資信託について、受益者の皆様のご意向を確認したうえで繰上償還を行なうべく、2007年9月30日の改正前の投資信託及び投資法人に関する法律、その関係法令および証券投資信託の信託約款の規定に基づいて、異議申立による手続きを実施いたしますので、お知らせいたします。

【対象となる証券投資信託の名称】

追加型証券投資信託 財形給付金ファンド
(以下、当ファンドといたします。)

【繰上償還の理由】

「財形給付金ファンド」が投資対象とする国内債券市場において、長らく低金利状態が続いており、とりわけ2016年以降は日本銀行によるマイナス金利政策の影響を受けて、日本の10年国債利回りがマイナスとなる事態が起きるなど、当ファンドの基準価額における下落傾向を継続させる要因となっております。また、当ファンドの純資産総額は2019年8月末で約41百万円となっており、20年以上にわたって1億円を下回る状態が継続しております。

こうした状況から、当ファンドは本来の商品性を維持して「運用の基本方針」に則った運用を継続することが困難であると考え、弊社では、当ファンドを繰上償還することが受益者の皆様にとって有利であると判断いたしました。

【異議申立に関するスケジュール】

このたびの繰上償還に関する異議申立の手続きは、以下の日程にて進めてまいります。

◎異議申立手続きの対象受益者の確定基準日	: 2019年10月1日(火)
◎対象受益者からの異議申立受付期限	: 2019年11月5日(火)
◎当局届出日	: 2019年11月12日(火)
◎異議申立者による買取請求開始	: 2019年11月13日(水)
◎異議申立者による買取請求終了	: 2019年12月2日(月)
◎信託終了日(予定)	: 2019年12月10日(火)
◎償還金支払開始日(予定)	: 2019年12月11日(水) *

*償還金は、原則として2019年12月11日に支払われる予定でございますが、お支払い手続きを確実にこなうため、この予定よりも日数を要する場合がありますので予めご了承下さい。

*信託終了予定日より前に「満期給付金」としてお受取り予定の受益者の皆様に対しては、予定通り「満期給付金」としてお支払いいたします。

【異議申立の判定】

当ファンドについて、期間中(2019年10月1日から2019年11月5日まで)にご異議を申し出られた受益者が保有する2019年10月1日現在の受益権口数の合計が、2019年10月1日現在における受益権総口数の2分の1を超えない場合は、2019年11月12日に繰上償還の届出を行ない、2019年12月10日をもって繰上償還させていただきます。

また、ご異議を申し出られた受益者が保有する2019年10月1日現在の受益権口数の合計が、2019年10月1日現在における受益権総口数の2分の1を超えた場合、当ファンドの繰上償還は行ないません。

以上

2019年10月1日
東京都港区赤坂九丁目7番1号
日興アセットマネジメント株式会社